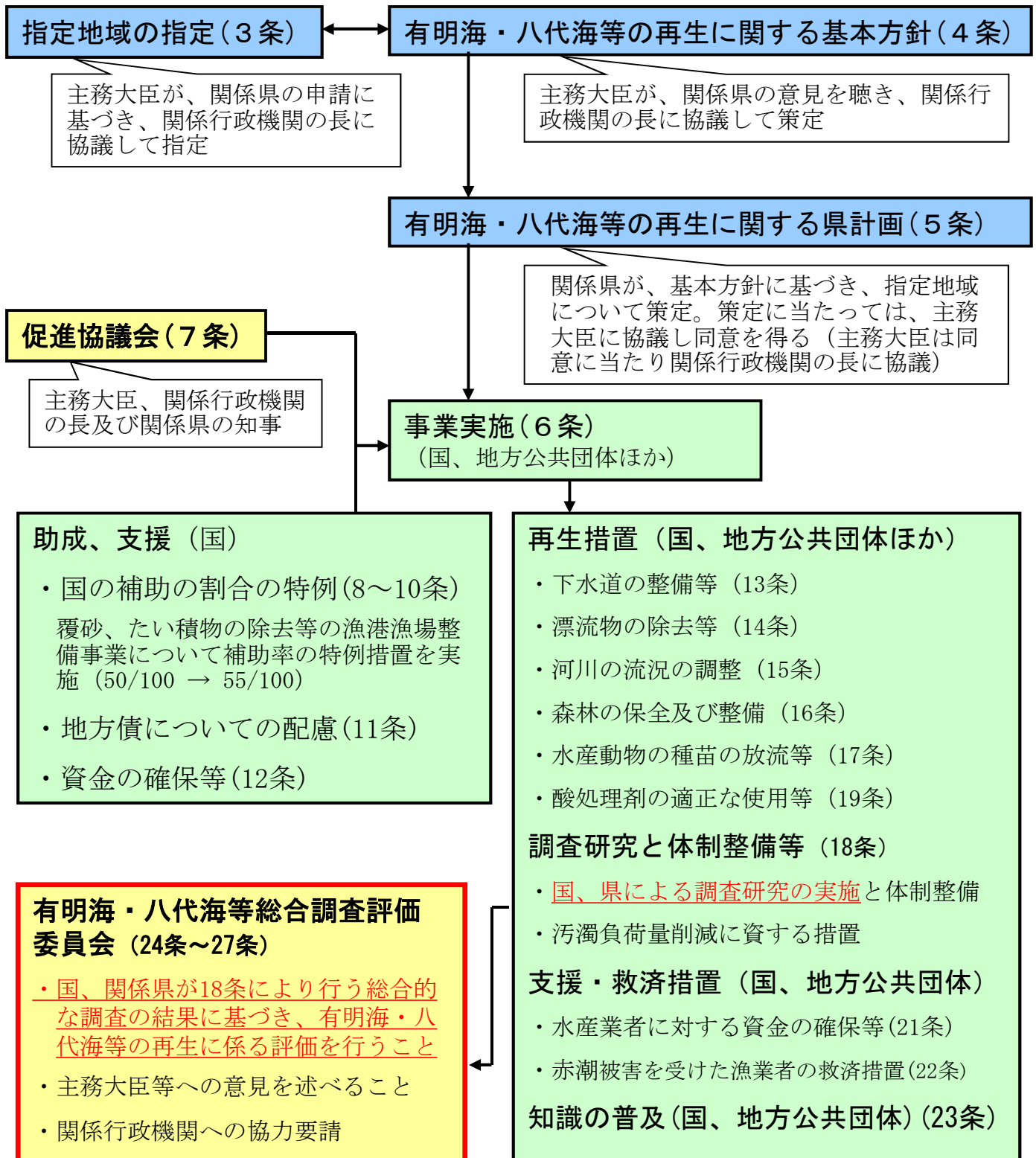


有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律のあらまし

海域：有明海、八代海、橘湾、牛深周辺海面（第2条）



(注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

(注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

公布・施行年月日：平成14年11月29日（一部改正：平成23年8月12日）